

税 務 署 か ら の お 知 ら せ

消 費 税 の 届 出 は お 済 み で す か ？

課 税 事 業 者 の 方 へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」(基準期間用)の提出が必要です。

課 税 事 業 者 と は ？

基準期間(※1)における課税売上高(※2)が、1,000万円を超える方が該当します(※3)。したがって、個人事業者の方は、平成24年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成26年分は消費税の課税事業者になります。

※1 「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。

※2 「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額(これらの売上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの金額を差し引いた金額)をいいます。

※3 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいいます。)の課税売上高が1,000万円を超える方は、その年から消費税の課税事業者となります。したがって、個人事業者の方は、平成25年1月1日から6月30日の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成26年分は消費税の課税事業者になります。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」(特定期間用)を提出する必要があります。

なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

簡 易 課 税 制 度 に つ い て

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。なお、平成26年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成25年12月31日までに「消費税簡易課税制度適用選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注)1 簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税(簡易課税制度の適用を受けない場合)により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

2 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合にはやめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要となります。

また、一般課税で申告される方(簡易課税制度の適用を受けない方)は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができませんのでご注意ください。

消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページをご覧ください。電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。